

(目的)

第1条 この要領は、春日部市において地震その他の事象による災害発生時の春日部市議会及び春日部市議会議員（以下「議員」という。）の対応等を定めることにより、春日部市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携を図り、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与することを目的とする。

(本部の設置)

第2条 春日部市議会議長（以下「議長」という。）は、市対策本部が設置されたときは、これに協力及び支援するため、春日部市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

(本部の組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもってあて、本部の事務を統括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもってあて、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部役員は、各会派の代表者をもってあて、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。

5 本部員は、議員（議長、副議長及び各会派の代表者にある議員を除く。）をもってあて、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(本部の任務)

第4条 本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否確認を行うこと。
- (2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、議員に情報提供を行うこと。
- (3) 議員から災害情報を収集、整理し、市対策本部に情報提供を行うこと。
- (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) その他本部が必要と認める事務

(議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。

- (2) 本部から情報提供を受け、地域の防災活動に資すること。
- (3) 被災地及び避難所等で情報収集を行い、必要に応じて本部に報告すること。
- (4) 被災地における救援活動に協力すること。
- (5) 被災者に対する相談又は助言を行うこと。

(災害発生時の参集)

第6条 本部長、副本部長、本部役員及び本部員は、地震その他の事象により、市域において大規模な災害が発生すると思料するときは、本部長が別に定める基準に従い、本部長が指定する場所に参集するものとする。

2 前項の規定に関わらず、本部役員が参集困難な場合は、当該会派から必ず代理の者を参集させる。

(議会事務局の対応)

第7条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、本部に情報提供する。
- (2) 事務局職員は、本部の事務に従事する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要領は、平成25年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、議長決裁のあった日から施行する。